

東京大学 理学部弘報

第1巻 第4号

昭和44年2月28日

内 容

大学改革準備調査会の覚書公報	2
理学部会合日誌	2
教授会メモ	3
人事異動	3
処分制度に関する理学部教授会第1研究委員会報告全文	3
昭和44年度講義一覧	9
編集後記	12

理学部では現在各教室とも研究・学習がほぼ正常に復し、年度末が近づいたので昭和 43 年度の総決算と昭和 44 年度を迎える諸準備をしている。今回の弘報には第 2 回理学部全員交渉がおもな記事となると予期していたが、都合により全員交渉の日取りが延期されているので残念ながら本号には間に合わないことになった。今度の理学部全員交渉では、大学改革準備調査会が公表した覚書や前号理学部弘報に掲載された理学部教授会内の各委員会報告をも参照しての熱心な討論が行なわれることが期待されている。本号では処分制度に関する理学部教授会第 1 研究委員会報告全文を掲載したので、これがまた建設的議論の一助になることを願っている。また理学部の全講義一覧表を作成してみたので、今後学習科目についての検討などに利用していただければ幸いである。

大学改革準備調査会の覚書公表

大学改革準備調査会は 1969 年 2 月 10 日付で、
大学改革準備調査会の任務と調査の基本方針
組織問題専門委員会の基本方針
管理組織改革の問題点 (その 1)

を、さらに 2 月 24 日には

管理組織改革の問題点 (その 2)

を出した。これらの報告書は、発行後 10 日以内に理学部事務室に申し込んで入手することができます。大学改革準備調査会としては、ひろく学内の意見が東京大学事務局庶務課気付で寄せられることを期待していますので御協力下さい。大学改革準備委員会発足の事情や活動の趣旨については、総長代行から出された下記の文書に説明されているので、その文書をここにそのまま引用します。

大学改革準備調査会の覚書公表にあたって

大学改革は、今日のわれわれにとって、きわめて緊要の課題である。ただ、同じく「大学改革」といっても、最近学外でなされている論議には、大学に対する学外からの不当な影響力を増大させるような方向での「改革」を意味しているものもないとはいえない。

もとよりわれわれも、学外の批判や提案に耳を傾けるのにやぶさかではない。しかし、われわれのいう大学改革は、あくまでも大学自治の原則の上に立って、われわれ自身の努力で自主的に行なう改革であり、教職員・学生ひとりひとりのきびしい自省を基礎にした、大学の自己改革である。

そうした自主的な改革を推進するため、われわれは、かねてから、学生や職員の代表をも適当な形で加えた大学改革委員会の創設を提言してきた。しかし残念ながら、その後、学生側の統一的な意思形成がおくれている。そこで、さしあたり、大学改革委員会が成立するまでの期間、大学改革のための教授側での予備的な調査研

究を行なう目的で、大学改革準備調査会と、大学問題シンポジウムとを 1 月初旬に発足させた。この二つは、いずれも総長 (代行) の諮問機関ではあるが、その作業の内容は、大学の長い将来にわたってのあり方にかかわるので、いわゆる執行部からはできるだけ独立性を保って審議を行なってきた。

大学改革準備調査会の委員は、発足後 1 か月余の間、ほとんど連日にわたり精力的に調査研究を進めてきた。大学改革準備調査会としては、まず、現在の大学の問題点の指摘を「覚書」という形でまとめ、その上で、近い将来に改革の提案の作成にとりかかる予定である。ここに公表するのは、去る 10 日に私に答申のあった三つの覚書である。

大学改革準備調査会は、引き続いて覚書を作成する予定であるので、私としては、答申のあり次第、順次それを公表していくつもりである。覚書は、教官全員のほか、とくに希望のある学生にも配布する方針である。

私は、これらの覚書および今後公表される報告が素材となって、学生諸君の間でも大学改革についての討議が一段と深められることを切望している。

1969 年 2 月 15 日

東京大学総長代行 加藤一郎

[注意]

覚書の入手を希望する学生は、所属学部的事务室に 10 日以内に申し出てほしい。事務上の整理の必要のため、今後も覚書の公表の 10 日後には受付けを締切ることにした。

理学部会合日誌

2 月 1 日 (土) 教室主任会議 (10~12 時)、総合計画委員会 (13~15 時)

2 日 (日)

3 日 (月) 大学院課程主任会議 (10~12 時)

於化学小会議室
臨時教授会 (15~17 時半) 於化学講堂

成するにふさわしい環境がなければならぬ（脚註1参照）。また、すべての研究者が自由に学問に打ち込み、教育・研究の任務を通して社会に貢献することを保障する態勢がなければならぬ。これらの中で、大学の個々の構成員が他の構成員の教育・研究の自由を尊重し、大学の任務を遂行するためには、互いに守らなければならない規律がある（脚註2）。

規律の保持に関しては、個々の構成員が正しい規律を守るように努力するという積極面と、規律が破られた場合にそれを回復し、また再び同じことが起らないようにするという消極面とがある。本報告は消極面について、構成員が規律を破る行為を行なった場合に大学としてはどういう処置をすべきかについて記す。

註1. 大学が教育機関として社会を構成する一個の機関であるのに、そこで行なわれる教育と研究の内容および教育と研究に携わる者の人事に関して自治を主張し、社会一般および社会の他の機関の制肘を許さない姿勢を保持するのは、大学で行なわれる教育は既製の知識および技術を授けるに止まらず、新しいものを開発する能力を養うものであること、そしてそのような能力を養うことのできるものは自らも人間として可能な能力を限界まで発揮して思考の努力を積重ねた経験を持つ、いわゆる研究者にのみ可能であると考えられるからである。そして大学の構成員たる研究者は平均より優れた知的能力を持つことと、さらに常に思考の努力を怠らないことによって、専門の事項に関しては社会を指導して誤らない実力と自負を持つに到っている。しかし高等教育の普及によって大学人と社会一般との平均的知性の差は減りさらに社会生活の複雑化によって大学以外のところのみ専門家が存在するような事項も現われるようになって、大学が社会事象のすべてに亘って指導性を発揮できるか否かが問題になりつつある。従って大学の目的と使命も変貌の可能性がある。そのような事態を考慮して、大学の使命については具体的な発言を避けてある。

註2. 大学の構成員として学生と研究者のみを挙げるのは不十分の誘いを免れないであろう。

さらに教育的ならびに事務的業務に携る多くの職員の内存在も忘れることはできない。しかし大学においても職員は個人の自由な考えに従って職務を果すのではなく、大学全体として統一の取れた教育機構や事務機構の中の一歯車として能力を発揮すべきなのであって、そのサービスの基準はその時点での大学の機構に照して明らかである。

従って大学に必要な環境と態勢を規定するのは、大学の構成員の中で学生と研究者・教育者であり、これらは本質的に個人の自由を保障されたものである。それが大学という目的を持つ共同体を構成するところに大学の規律の特殊性があることを指摘したい。

大学には従来から学生に対する教育的処分というものがある（脚註3）。これは「大学が学生を教育しようとする意図で行なわれる処分」という意味であり、社会一般の刑罰が単に教育的な意図だけでなく、罰・償い・みせしめなどの意味を持つのと区別されるといわれる。しかし、このような意味の教育的処分については、実際にそのような処分が可能であるかどうか重要な問題である。教育的意図で行なわれる限り、実際に教育的意義と教育的効果を持たねばならぬ。教育的意義を持ちうるためには、教官と学生との敬意と信頼関係が失われていてはならず、またこれがいわゆる政治的処分と混同されるようなことがあってはならない。さもなければ、現実にこれを受けとる学生の側に教育的効果を期待することもできないであろう。過去に東京大学で行なわれた処分も、このような意味で十分に教育的効果を持ちえたか否か疑問がある。そこで教育的処分を考える前に、処分そのもののあり方を本質的に考えることが必要である。そうして教官も学生も十分に納得しうるような規律とそれを守る新しい方式をうみ出すことが大切であると考える（脚註4、5）。

註3. 教育的処分という言葉は永い間に様々な場合に使用われて千差万別の意味を持つに到っている。しかし大きく分けるならば“教育の場で行なわれる処分”という意味と“教育を目的として行なわれる処分”という意味に分けられる。大学で行なわれる処分が前者の意に属することは当然でそれ以上に論ずる必要もない。後者の意味で行なわれることになると、教育的意図だけでなく、教育的意義と教育的効果が無ければならぬ。仮に意図は教育的であっても、処分を受ける側が別の意味に取ることがあっては教育的効果が無いことは明らかである。事件の当事者や傍観者の何れからも“政治的処分と混同される”可能性があるような処分は教育的処分と呼ぶことができないであろう。

一般的に言って処分が行なわれるような事態では当事者間に意見の相違が存在するので、ここで言うような処分による教育は甚だ可能性が少ない。そこに新しい処分の考え方が必要となる。

註4. およそ規律が破られたり、それに対する処分が行なわれたりする場合には当事者の間に、行動の意図、目的、およびそれらの価値について意見の相違が存在する。その相違を克服して正しい結論を見出すことが難しいことは周知である。さらに行為が実際に行なわれたか、この行為を行なう意図があったかなどを実証することも甚だ難しい。裁判所が強力な捜索や証人喚問の権限を持ち、しかも少くとも3回にわたって新しく考え直す可能性を残しているのは、誤った判断を行なわないためである。大学が処分を行なう場合に証拠や証人を調査する権限を持たないことはもとより自明であり、関係者の自発的な

(1) 規律を破る行為とは何か

- (イ) ある行為が規律を破ったと判断される場合には、その基準として次のような場合があり得る。
- (i) 倫理的に受け入れ難い行為
 - (ii) 現行の法律を破る行為
 - (iii) 大学が持つ目的と使命の達成を妨害する行為
 - (iv) 大学内で他の構成員の自由と権利を侵害する行為
 - (v) 大学の内規や慣行を破る行為
- (ロ) 上記(イ)の各項の行為に対して、それを規律違反と考える基礎、および大学内においてそれに対処する態度を項別に以下に述べる。
- (i) 社会の中における大学の位置、大学が果たすべき機能、そしてそれらに基く大学の権利と義務には社会の近代化に伴って変化すべき部分もあろう。しかし大学の構成員が知性の面で社会の指導的役割を果たすべきであることに変わりはない。科学・技術の専

証言に頼らざるを得ない。これを理由にして大学における正邪の判断は全く裁判所のものと異質のものであるという議論をなされることもあるが、それは正しくない。裁判所のように複雑な方法を用いても誤りを完全に無くすることはできず、大学のような方法でも判断が常に誤りではないのである。何れの場合にも誤った判断を他人に強制することが本質的に不正義であることは言うまでもない。大学において“処分”と呼ばれるようなことが行なわれるときには、大学という共同体や構成員が感ずる不便や不都合を除くのに必要最小限の処理を行なうに止め、個人の権利を侵害することを最小にすることを念頭に置くべきである。さらに大学においてなされる判断には誤りがある確率が大いことを考慮して個人の権利を回復不可能な程度には侵害しないこととする。これを実現するような処分の具体的内容を(3)(へ)において論ずる。

註 5. 本報告は大学における学生の道徳的水準がかなり高いこと、また大学学生の年齢層では学問の教育を通じて道徳性水準が自然に維持され得ることを前提としてつくられている。これに対して、現状においては道徳的水準を維持するための直接的努力を大学においても行なうべきだという意見がある。この場合には、

(1) 入学者の選考に関しても、高校からの推薦状(特に道徳性に関する)を重視する。

(2) 「学生の本分」として倫理性を重視して、処分に関してもこれを考慮する。などの方針が考えられる。しかしわれわれはこれを大学の本来あるべき状態とは考えない。この点に関しては大学入学以前の教育が重要であるので、大学の見解を社会に啓蒙することが必要であると考え

門化と細分化は、知性と人格の間に隔りを作る傾向を持ち、大学という知性偏重の社会の人間関係を歪ませている。しかしこれはあくまで歪であって、大学にも正常な人間関係が存在し、平均して高い構成員の知性によってさらに洗練されたものであるべきだと考えられる(脚註6)。そのような人間関係が大学内に限られず、大学の構成員と社会の接触にまで拡張されることは大学の義務には直接は含まれないが、社会が大学に対して希望していることであろう。

しかしこの洗練された人間関係は考え方の表現や行動に制限を加えるという形で維持されるべきものではなく、倫理の講義で唱道されるべきものでもない。われわれが大学において第一の目標とする構成員各自の学問と、人間一般および社会との関係として、構成員の強い関心と思索によって求められ、大学が持つすべての機能を通じて切磋琢磨されるべきものである。

- 不幸にしてこの人間関係に異常な事態(脚註7)が発生した場合には、先ず大学の行政管理機関が正常な関係を回復することに努力し、解決を見ない場合には順次構成員の範囲を広くした臨時機関によって解決を求める。一片の規約や事務的な手続に強く依存することは、この場合には有効と考えられない。
- (ii) 上の(i)に論じた人間関係のうち、あるものについては現行の法律に明確な規定がある。その規定の適用において大学の構成員を特別に扱うことを要求することはできない。但しその取り扱いの実行において、大学内の人間関係が(i)に詳説したように特殊な連帯性を持っているために、取り扱いの方法と時期について大学独自の要望も考慮されると

註 6. 洗練された人間関係という言葉は甚だ抽象的であるけれども、大学のすべての構成員が各自自覚を持ち、大学の中で各自の義務と権利を正確に意識することによってこれを作り上げなければ、大学は一般社会とは区別されるような特殊性を主張することはできない。学生の立場と考え方も尊重されなければならないけれども、比較的長時間に亘って大学の運営に関与する構成員の考え方は十分尊重されるべきものである。

註 7. この人間関係が異常になった場合には、予め定めておいた規約や約束が無意味となることは、今回の紛争の経過を見ても明らかである。大学の運営にあたる当局者は速やかに事態を判断して形式的な取り扱いにこだわらないことが大切だと考えられる。このような異常な事態には正常な対処の方法は有効でないので、臨時的な方法(例えば全学集会)を用いざるを得ない。

いう慣行を保持する。同時に大学の構成員はこの慣行を保持することによって生ずる責任を重んじて慎重な態度を取り、社会の信頼を裏切らないようにすべきであることはいうまでもない。

(iii) 大学が目的とする研究および教育に直接間接に関係する機能を守ることは、大学の全構成員が最も重んずることである。この機能を損うような行動が大学の構成員によって行なわれた場合、“大学の在り方”に関して意見の相違が無ければ、大学の行政管理機関の取り扱いで正常の状態を回復することは比較的容易であろう。

“大学の在り方”に関して意見が相違する場合には、解決ははなはだ困難である。この場合に大学構成員の間の意見の一致を先ずはかり、その後具体的な問題の解決を求めるのが正しい。しかし時間的にそれが許されないことも、また“大学の在り方”に関して全構成員の意見の一致を見ることが不可能なこともあり得る。

実際にある例として、学生が大学に抗議活動を行なう場合がある。学生の抗議がいつも正当であるとは限らないが、行政管理機関の見解だけで結論的処置を行なってよいものでもない。

大学構成員が社会人として主張することが大学内で行なわれて大学としての行動と食違う場合もある。そのような場合には、知性を重んずる大学の構成員であることを自覚して行動し、大学としての公的活動と明白に区別すべきである。

これらの抗議や主張を強く行なう目的のために、授業または会議などを妨害したり研究や事務を停滞させる行動が起ることがしばしばある。この場合に原因となった見解の相違の問題から実際行動と規律の関係を分離して考えるのが当然である。しかしそれははなはだ困難なのが実情であって、これに対しては大学の構成員全体が広い視野の中で大学の在り方を考え直すことが要求される。

大学の機能を妨害する行為による問題が生じた場合には、大学の行政管理機関は問題の所在を明確にし、必要であれば後述の規律委員会の裁定を受ける。但しこのような場合には大学の在り方についての見解の差があって、裁定は暫定的解決にすぎないことが多い。それでこの点に関して大学の全構成員の注意を喚起して、問題の根底にある相違をなるべく速やかに除く努力をするべきである。暫定的解決法に固執して本質的問題に対処することを怠ってはならない。

(iv) 大学の研究および教育という目標に沿った方向で構成員は各人の学問的探求の自由を持っている。同時に各人は自身の自由な活動に際して他の構成員の自由と権利を冒さないように自戒しなければならない。しかし現実には種々の制限（脚註8）から構成員の主張が互に相争う状態が必然的に生ずる。その際同じ目的を持つ活動の間での争いは比較的相互に調整が易しく、その解決はほとんど常識的に行なわれることも多い。

しかし目的が異なる活動の間で摩擦が生じた場合には、裁定を下すことは難しい。従って紛争の当事者間で衝突している利害の内容を十分に解析し、互に譲れないことの内容と理由を明らかにすることが必要である。その上で必要があれば規律委員会の裁定を求める。

この(iv)項に関連して学生のスライキの際のピケ行動が問題になる（脚註9）。学生の自治活動の一面でスライキによって抗議の意志を示すことはしばしば行なわれることである。この際に「学生の基本権利として授業を受ける」という少数意見を物理的に妨害することはこの項に相当する。

試験における不正行為もこの項に含まれる。現行の試験の方法が能力判定法として不完全なものであるとしても、その判定結果を基準として教育活動が

註8. ここに制限と呼んでいるのは、時間、空間、設備・経費などの外的条件のことである。各人が自由を主張できるだけの余裕が存在すれば互いに自由を侵害する事態が起らないことは当然であるが、現在の社会ではそれが許されないことも事実である。

註9. 本報告においては学生がスライキを行なうこと、スライキを自治活動の一環と考えることについては何も述べていない。学生が何かの理由によって固有の権利である聴講の権利を放棄する行為には規律違反と呼ばれるべき面が常に備わっているとは限らない。また授業に対するスライキによって政治的な意味の訴えを行なうことは、権利の放棄にすぎないので、必ずしも本質的な規律違反とは考え難い。ただし自治会の決議などによってたとえ少数のものでも聴講の権利が冒されることは問題である。しかしこれは大学の規律に関する問題と言うよりも、自治会活動における構成員の権利と義務の問題として取り扱われるべきものであろう。その場合に少数意見を持つ者が多数の意見に承服しない場合に提訴があれば(iv)項に該当するものとして取上げられ得る。

学生自治会がスライキ決定をした場合に大学側で授業を停止するとスライキの期間に相当する卒業の延期を定めるなどの対応を自動的に示すことは、上と同じ考え方によって妥当と考えられない。

行なわれている限り、不正行為によって正しい判定が妨害されたことを、試験を施行する者または不正行為によって相対的に不利益を受ける者が提訴できると考える。

また (ii) に該当する行為によって法によって罰を受けた者に対して大学は追加の処置をすることは原則的に行なわないが(脚註 10)、現行法に背くような行動が大学内で行なわれたこと、または行なわれる可能性が大いことによって大学の構成員の自由と権利が侵害されるならばこれもまた提訴の対象となりうる。

(v) 上記の (iii) および (iv) の事項に関しては予め内規によって構成員の注意を促し、それぞれの事態において解決への道を短くする考え方の基礎を示すことが望ましい。また規律委員会その他によっていろいろの事態について行なわれた判断は慣行として保存され、以後の同種の事態に対処する際に大学全構成員によって参考とされるべきである。

したがってこれらのものに照して明白に (iii)、(iv) に該当するような行為が行なわれた場合に、ほとんど自動的に行政的処理が行なわれることは能率的である(脚註 11)。

(2) 規律を維持する方法

上述の規律違反(1)の(イ)(i)、(ii)に関係する間

註10. 大学の構成員は高い知性を持つことを前提とするならば、一般の社会ではさほど罰せられない軽い犯罪も、大学内では重視せざるを得ないという立場もある。過去には試験の不正行為、万引などを信義に背く行為として放校処分が行なわれたことも少なくない。論旨退学などの手続が取られたことも多い。社会と大学の関係の変化、大学の目的と使命の変遷、大学構成員の数と質の変化、などによって大学の構成員が一般社会より高い倫理的基準を保持すると一概に定めることが難しくなったこと、その倫理的基準を処分の強化の形で保つことは正しくないという二点によって、追加の処置を処分の形で行なわないという方針を取るのである。

註11. このような運営を行なうためには、内規や慣行に対する考え方を十分練っておくことが必要である。第一に“矢内原三原則”、“屋外集会の禁止”、“立看板の禁止”など、事態によっては有名無実となるような事項を規約とすることは慎重にすべきである。

第二に、このようにして作られ保存された内規と慣行も大学あるいは社会の変化に伴って変更しうるものと考えなければならぬ。問題が生じた場合には、常に (iii)、(iv) の基本点に立帰って検討されることが必要である。

題では原則的には判定を大学内で行なわない。現行の法律に触れるものは司法機関に委ねる。法律によっては現実に取り上げられない場合にも、大学内であるため、または大学の構成員の行動であるために倫理的に受入れ難い行為と感じた場合には、構成員が規律委員会に提訴することもできる。現行法による処置が大学の事情に適合しないと考えられる場合も同様に扱う。この場合には規律委員会は事実を調査し、当事者の合意を得られれば結果を当事者の意見と共に公表して構成員全体の判断の資料とする。

一方上述の(1)の(イ)(iii)、(iv)、(v)に関係する行為については規律委員会によって判定されることを原則とする。ただし (iii) と (v) に関係する事項で行政管理機関が事務的処理が可能と認めるものは、規律委員会に通告して異議の無い限り、簡単な処理を行なえるものとする。

規律委員会に提訴されたものの身分が公務員法、教育公務員特例法に定められる場合には、規律委員会は事実の調査を行ない、裁定は法の定めるところに従う。

(3) 規律委員会

総長または学部長の諮問機関として規律委員会を設ける。規律委員会は行政的性格よりも司法的性格を持つことを考慮して管理運営の体系とは独立に扱われることがのぞましい。

(イ) 規律委員会には学部規律委員会と全学規律委員会とがある。前者はその学部内の問題を扱い、後者は全学的規模で考慮すべき問題を取り扱う。学部および全学規律委員会は、大学構成員各層より選出された委員から成る(脚註 12)。(学部規律委員会の構成について

註12. 規律委員会への学生の参加の問題については次のように考える。大学の管理運営に対する参加については個々の問題について慎重に考慮しなければならず、一律に委員会に学生を加えることが最善の方策とは必ずしもいえない。しかしここで問題とする大学の規律は、上に述べたようにすべて個々の構成員の人権に関する事柄を含む。したがってこの事柄に関してはすべての構成員が平等の立場で関与することが望ましい。規律委員会の構成はこの考えに従って作られている。学生が規律委員会の委員になった場合に、委員としてのつとめと学生としての勉学とが両立し難い場合が当然起ってくる。委員会では学生の勉学のさまたげが起きないように十分に留意する必要があるが、多少のさまたげは実際に起るので、これに対しては各委員が積極的に協力する自覚と能力を育てるべきである。

規律委員会の構成に専任講師も加わるのは当然であるが、各学部で専任講師の取り扱いの事情が異なるので、本稿では保留した。また職員の加入については、職員組合などの取り扱いと関連して、さらに検討を要する。

は、たとえば教授または助教授4名、助手、院生、学生各2名、任期1年で半年毎に半数交代、委員長には委員である教授または助教授があたる。全学規律委員会は各学部より選出された教授または助教授1名、助手1名、院生または学生1名ずつで構成される。)大学の運営に重要な役割を持つ団体の役員は規律委員にはならないものとする。

(ロ) 規律委員会は提訴により問題を取り上げる。提訴は十分な証言を申立てまたは証拠を示しうる者の報告による。

(ハ) 規律委員会に問題が提訴された場合には、審査方針あるいは解決方針を協議し、必要に応じて「審査委員会」をつくる(脚註13)。

審査委員会は規律委員会の中から選ばれた委員と、任意抽出によって選ばれた委員によって構成される。一つの問題について一つの審査委員会をつくり、その問題についての裁定が終了後その審査委員会は解散する。同時期にいくつかの問題を審理しなければならない可能性が少なくないので、実際の審査は各審査委員会に委託し、規律委員会は各審査委員会の活動の世話をするとともに各問題の審査の進行を把握する。

(ニ) 審査委員会は課せられた問題について、必要あれば証人をも招いて十分な事実審査を行ない、事件の経過を明らかにし、規律違反の有無を判断し、必要とあれば処分案(脚註14)を作成し規律委員会を通じて総長または学部長に報告し、それに基づき処分が行なわ

れる(脚註15)。

審査委員会は、証拠の押収および捜索権限や証人の尋問の権限など一般の法廷がそなえている権限を持つわけではないが、大学構成員は大学をよくするための義務を有することを互いに認めあい、審査にできるだけ協力する。審査委員会は提訴人、被提訴人および証人らの事件後における共同生活に支障がおこらぬよう細心の注意を払って事実審査につとめる。被提訴者が審査委員会に出頭することを拒むか、または審査会席上での発言を拒否するなどの理由で事実審査が進捗しない場合には、審査委員会は経過報告、見解公表あるいは適当な時期まで審査を保留するなどの形で提訴にこたえることもある。

(ホ) 規律委員会が提訴された問題の審査を行なっている段階においてはその問題関係者が日常保有している権利に支障がおこらないような配慮をする。

(ヘ) 処分は被提訴者に強い反省を求めることに目的を置く。その反省を求めるために、謹慎、戒告、訓告の処分をとる(脚註16)。謹慎と戒告では、規律を破る行為があったことを公示して戒め、謹慎の場合には定められた期間内は学内では直接教育研究に関係する活動以外のことをしないと誓うものとする。訓告は公示なしに戒めを受ける。上記の処置を屢々受けた場合(脚註17)は、退学の処分を受ける。これらの処分には執行猶予期間を設けることもある。

註13. 審査委員会は提訴されたような事実があったか否かを調査するものである。規律委員が参加するのは規律違反となり得る行為の範囲とか手続上の疑義などを専門的に解明して調査の進行を速くする目的である。他の委員を任意抽出によって選出することは諸種の事態において大学構成員の間に派閥に類するものが生じて、そのために不正が行なわれることを避けることを目的としている。大学の運営に関係ある団体の役員を審査委員としないのも同じ目的による。しかし任意抽出の操作によってこの不正を必ず避け得るという保証はなく、しかも任意抽出で選出される委員が必要な能力を十分備えない危険もある。しかし他の方法が無い限り、この方法に頼らざるを得ない。規律の保持に関して大学の構成員全員の関心の昂揚と知識の向上を図ることが急務である。

規律委員会は学内法に通じているものとして行動するに止り個々の事件に対する判定は行なわない。

註14. 処分の内容は(3)(ヘ)に説明してある。その量刑についてはここに詳説しない。個々の具体的な例について詳しく規定した“学内刑法”を作ることも一法であろうし、処分を受ける当人が期間を申出る方法もあろう。

註15. 審査は原則として一審制にしたい。二審制を建前とすれば裁定に長時日を要する上に、被提訴者が第一審を重視しない傾向が出るであろう。審査結果に不服がある場合には、一回に限り再審査要求を学部長または総長に申出ることができる。

註16. 処分の内容として謹慎、戒告、訓告の三種のみとしたのは、学業に支障を生ずるような内容の処分を行なわないという方針によっている。規律違反の内容によっては直ちに退学の処分にすべきものがあり得るとの議論は当然考えられる。その内容を具体的に検討した結果、現行の刑法によって身柄の拘束を強制される場合と限ってもよいという結論に達した。拘禁された者は当然大学内で学業に参加することはできないし、大学で定める休学期間より永い期間に亘って登学が不可能となった者は退学せざるを得ないことになる。これらの者が再び入学試験を受けることは禁ぜられていないと考える。

註17. 屢々とは複数回を意味する。同様な規律違反を2回繰返すものは反省がないか、または精神的に欠陥を持つものと見なして退学処分に値すると考える。異なる種類の規律違反を犯した場合でも無反省や精神の欠陥に原因するものは上記と同様に扱える。もし不注意による可能性があると考えられる場合には執行猶予期間を設けて退学を申渡すべきである。

昭和 44 年度講義一覧

理学部便覧には、各学科別に履修すべき講義・演習・実験あるいは実習が記載されている。学習科目は毎年少しずつ変更が加えられ、現在昭和 44 年度版が準備されつつある。学習科目は教官も学生も最も関心を持つものであり、常に改良を加えてゆかねばならない。昭和 44 年度の学習科目は、いままでの形式に従って各学科別に示されるであろうが、配列の方法を変えて理学部で行なわれている全講義をならべ、それらの各々について専門科目として採択している学科あるいは課程名をあげてみることにした。理学部在學生は、理学部の講義である限り特別な手続をとらずとも他学科の講義でも聴講しうる（ただし学習可能人員を超過するときには当該科目が必修科目であるか、選択科目であるか、その他であるかによって聴講の優先順位がつけられる）から、大いに活用していただきたい。大学院學生も指導教官の許可を得て学部講義を聴き修士課程での学習単位とすることもできる。またこれから先学習科目について教官と學生が相談する機会にも、ここに示す表は便利な資料ではなかろうかと思われる。昭和 44 年度には理学部での講義科目数は 195 の多きに達している。

以下にあげる講義は教養学部第 4 学期において学習する科目は除かれてある。したがって理学部に進学した 3 年生、4 年生を対象とする講義に限られている。なお現在のところ、必修と選択とを区別している学科と、区別していない学科とがある。そこで表では学科略記の欄に太文字で必修と定められている学科を記した。化学科では昭和 44 年度から必修・選択の区別をなくす方針であり、生物学科では動物学、植物学、人類学を主とする各課程ともに以前から必修・選択の区別はないので、これらの学科・課程では太文字での表示はない。

学科略記は次の記号を用いてある。

数 学 科 数 (純)(応)を附してあるのは純粋数学、応用解析を主とするものを区別する必要がある場合のみ

物 理 学 科 物
天 文 学 科 天
地 球 物 理 学 科 球
化 学 科 化
生 物 化 学 科 生
生 物 学 科
動 物 学 課 程 動
植 物 学 課 程 植
人 類 学 課 程 人

地 学 科

地質学課程 質
鉱物学課程 鉱
地理学課程 理

表中備考欄には、半年単位でなく 1 年単位のものには「1 年」と記した。また講義だけでなく演習を伴うものについては、たとえば毎週講義 3 時間、演習 2 時間の場合には (3.2) と備考欄に表示した。備考欄に何も記してなければ、半年単位の講義であり、また毎週の授業時間数は単位数の欄に書かれている数字と全く同じである。

講 義 名	単 位 数	備 考	学 科 略 記
集合と位相Ⅱ	3	(2.2)	数
代数学Ⅰ	4	(3.2)	数
代数学Ⅱ	4	(3.2)	数(純), 数(応)
幾何学Ⅰ	4	(3.2)	数
幾何学Ⅱ	4	(3.2)	数(純), 数(応)
測度と積分Ⅰ	4	(3.2)	数
測度と積分Ⅱ	4	(3.2)	数
微分方程式Ⅱ	4	(3.2)	数, 天, 球, 生
位相解析Ⅰ	4	(3.2)	数, 天, 球, 生
函数論Ⅱ	3	(2.2)	数
応用解析序論	2		数(応), 数(純), 天
確率論Ⅰ	2		数(応), 数(純), 天
確率論Ⅱ	2		数, 天
位相幾何Ⅰ	2		数
位相幾何Ⅱ	2		数
代数学Ⅲ	4	1 年	数
幾何学Ⅲ	4	1 年	数
微分方程式Ⅲ	4	1 年	数
位相解析Ⅱ	2		数, 天, 球, 生
位相解析Ⅲ	2		数, 天, 球, 生
数値解析	4	1 年	数, 天
統計数学	4	1 年	数, 天
計画数学	4	1 年	数, 天
計算機	2		数
理論物理学概説	2		数, 生
代数学統論	4	1 年	数
幾何学統論	4	1 年	数
位相幾何統論	2		数
解析学統論	4	1 年	数
確率統論	2		数, 天
数学特別講義Ⅰ	4	1 年	数
数学特別講義Ⅱ	4	1 年	数
数学特別講義Ⅲ	2		数
数学特別講義Ⅳ	2		数

講義名	単位数	備考	学科略記	講義名	単位数	備考	学科略記
数学特別講義Ⅴ	2		数	地球及び惑星内部			
数学特別講義Ⅵ	2		数	物理学	4	1年	球, 天, 質, 理
数学特別講義Ⅶ	2		数	地球電磁気学	4	1年	球, 天
数学特別講義Ⅷ	2		数	地球物理学総論	2		球, 天, 理
数学特別講義Ⅸ	2		数	地震学	4	1年	球, 質, 理
数学特別講義Ⅹ	2		数	気象学	4	1年	球
物理数学Ⅰ	4	(3.2)	物, 天, 球	海洋物理学	4	1年	球
物理数学Ⅱ	3	(2.2)	物, 天, 球	大気圏外物理学	2		球, 天
電磁気学Ⅱ	3		物, 天, 球, 生	構造化学	3		化, 生, 質, 理
量子力学	3		物, 天, 球	量子化学	3		化, 生
統計力学	3		物, 天, 球, 生	化学熱力学	4		化, 生, 質, 理
応用電気学	3		物, 天, 球, 生	化学反応学	3		化, 生, 質, 理
実験測定整約法Ⅰ	2		天, 球, 物, 生	化学統計力学	4		化, 生, 質, 理
実験測定整約法Ⅱ	2	(1.2)	球, 物, 天	物理化学特論	1.5		化, 生
流体力学	2		球, 物, 天	無機化学Ⅱ(金属及び 非金属の化合物)	3		化, 生, 質, 理
弾性体力学	2		球, 物, 天	無機化学Ⅲ(遷移金属 化合物・溶液化学)	1.5		化, 生, 質, 理
熱力学	2		球, 物, 天, 生	無機化学Ⅳ(ランタニ ド・アクチニド及び 同位体の化学)	1.5		化, 生
統計力学総論	2		物, 天	放射化学	1.5		化, 生
電磁気学特論	2		物, 天, 球	地球化学	1.5		化, 生, 質, 理
光学	2		物, 天	分析化学Ⅱ(各論)	3		化
光学特論	2		物, 天	分析化学Ⅲ(機器分析)	1.5		化, 生
量子力学総論	2		物, 天	分析化学実験法	1.5		化, 生
原子核物理学Ⅰ	2		物, 天	有機化学Ⅰ(脂肪族 化合物)	2		化, 生
原子核物理学Ⅱ	2		物, 天	有機化学Ⅱ(脂環式 化合物)	1.5		化, 生
原子核物理学Ⅲ	2		物, 天	有機化学Ⅲ(芳香族 化合物)	1.5		化, 生
素粒子論	2		物, 天	有機化学Ⅳ(複素環式 化合物)	1.5		化, 生
固体物理学Ⅰ	2		物, 天, 球, 生	有機化学研究法Ⅰ	1		化, 生
固体物理学Ⅱ	2		物, 天, 球, 生	有機化学研究法Ⅱ	2		化, 生
固体物理学Ⅲ	2		物, 天, 球	立体化学	1		化, 生
統計現象論	2		物, 天, 球, 生	有機反応論	1		化, 生
一般相対論	2		物, 天	有機化学特論	1		化
応用物理学	2		物, 天, 球	天然物有機化学	1		化, 生
化学物理学	2		物, 天, 生	工業化学概論Ⅰ	1.5		化
生物物理学	2		物, 天, 生	工業化学概論Ⅱ	1.5		化
宇宙物理学	2		物, 天, 球, 生	化学工学概論	1.5		化
プラズマ物理学	2		物, 天, 球, 生	生物物理化学	3		生
物理学特別講義	2		物, 天				
位置天文学	2		天, 球				
天体力学Ⅰ	2		天				
天体力学Ⅱ	2		天				
恒星天文学	2		天				
恒星大気構造論	2		天, 球				
恒星内部構造論	2		天, 球				
電波天文学	2		天				

講義名	単位数	備考	学科略記	講義名	単位数	備考	学科略記
生物物質化学Ⅱ	3		生	人類遺伝学第2	2		人
酵素学	2		生	生態人類学	2		人
生物分析化学	2		生	先史学第1	4	1年	人
代謝学	2		生	先史学第2	2		人
微生物学	2		植, 生	文化人類学第1	2		人
応用生物化学	2		生	文化人類学第2	2		人
細胞生理化学Ⅰ	2		生	霊長類学	2		人
細胞生理化学Ⅱ	2		生	人類誌	2		人
遺伝学	3		植, 動, 生	化石人類誌	2		人
遺伝生化学	2		生	民族誌	2		人
動物学概論	3		動, 質鈹	人類学特別講義	2		人
動物組織学	3		動	人体解剖学	4	(医学部)	人
放射線生物学	3		動	人体組織学	3	(医学部)	人
動物分類学	6	1年	動	人体生理学	4	1年(医)	人, 生
動物生理学各論	6	1年	動	人体生化学	4	1年(医)	人, 生
動物一般生理学	6	1年	動, 生	生物統計学	2		人
動物生理化学	6	1年	動, 生	普通地質学	4	1年	質鈹, 球, 理
動物発生学	3		動, 生	岩石学Ⅰ	3		質鈹, 球
実験形態学	6	1年	動, 生	岩石学Ⅱ	2		質鈹, 球
植物生理学(その1)	3		植, 生	岩石学Ⅲ	1		質鈹, 球
植物生理学(その2)	3		植, 生	地史学Ⅰ	4	1年	質鈹, 球, 理
植物生化学	3		植, 生	地史学Ⅱ	2		質鈹, 球, 理
植物分類学総論	3	1年	植, 質鈹	地形学	4	1年	理, 球, 質鈹
細胞学概論	2		植, 生	気候学	4	1年	理, 球
細胞学	2		植, 生	地質図学及び実習	3	(2.3)	質鈹, 理
植物形態学	3		植	鈹物学	3		質鈹
植物発生学	3		植	鈹床学Ⅰ	4	1年	質鈹
植物地理学	3		植, 理	鈹床学Ⅱ	2		質鈹
植物生態学(その1)	3		植	鈹物化学	2		質鈹
植物生態学(その2)	3		植, 理	古生物学	4	1年	質鈹
植物分類学各論	3	1年	植	構造地質学	2		質鈹, 理
植物学特別講義 (その1)	2		植	陸水学	2		理
植物学特別講義 (その2)	2		植	自然地域学	2		理
人類学概論	2		人, 理	写真判読法	2		理
年代学	2		人, 理	地図学	2		理
形態人類学第1	2		人	人類生態学	2		理
形態人類学第2	2		人	地誌概論	2		理
形態人類学第3	2		人	地誌第一	2		理
形態人類学第4	2		人	地誌第二	2		理
生理人類学第1	2		人	経済地理学	2		理
生理人類学第2	2		人	地理学特別講義	2		理
人類遺伝学第1	2		人				

編 集 後 記

2月後半は幸いにして理学部においては平穩に過ぎようとしている。しかし今後の大学改革については解決すべき問題が山積しており、その中には今後百年とはいわれないまでもかなり長期の見通しを立てて考えてゆかねばならない問題も多い。理学部弘報の本号に記載されている記事も今後の改革をすすめる上に幾分でも役立てば幸いである。

弘報の編集、印刷はかなり急いで行なわれるために記述の誤りや校正のミスがあって原稿提供者および読者の双方に迷惑をかけることがあろうかと心配しています。重要な誤りについては訂正を出したいと思いますので、お気付の方は御指摘をお願いします。またみなさんからの御意見をご遠慮なくお寄せ下さるようお願いいたします。

地球物理研究施設 福 島 直
(内線 7511)